

シラスウナギのトレーサビリティ手法確立事業 報告書

令和 4 年 3 月 2 日

愛知県農業水産局水産課

【愛知県の取組】

- ・ トレーサビリティの試行は2地区7指定集荷人が参加し、トレーサビリティの範囲は指定集荷人が採捕従事者から集荷する時点から池入れまでとした。
- ・ 試行期間は令和4年1月1日～1月31日の1ヶ月間としたが、不漁により、池入れまで流通ができなかった。このため、試行参加者からの意見聴取によりマニュアル及び様式のブラッシュアップを行った。

【試行で確認された課題】

- ・ 集荷記録（様式1-1）は許可番号のみ記載する様式となっているが、採捕及び集荷の現場における野帳的な使用方法を想定すると、記載ミスの防止のため、採捕者の名前も併記できる方がよいとの意見があった。
- ・ 譲渡証明書（様式2）は受領側が記載後写しを作成し、原本返送となっているが、複写ができない作業環境の場合もあるため、上段が譲渡者保管、下段が受領者保管の二段書きの様式とし、割り印（サインで可）を付け、譲渡の場で分割する方法も状況によって併用できるとよいとの意見があった。
- ・ ロット番号は基準年が西暦、譲渡番号は基準年が和暦となっているが、混乱するので一方に統一する方がよいとの意見があった。
- ・ 集荷業者と問屋の両方を兼ねる業者が多く、試行においては様式1-2と3-2の両方を作成し、自社内で様式2（譲渡証明書）を作成するなど、書類整理上の煩雑さが見られた。この点については、試行後の意見聴取の際、様式1-2と3-2を統合する提案があった。
- ・ 採捕従事者から指定集荷人がシラスウナギを集荷する際は尾数単位の管理であるため、シラスウナギトレーサビリティに落とし込む際、推定重量に置き換える必要がある。このため、現場における集荷重量と池入れ重量の間にある程度の誤差発生が想定された。

【今後の方向性】

- ・ 本事業を通じて養殖現場におけるシラスウナギ流通に対する意識は高まっており、作成されたマニュアルに基づきシラスウナギの流通管理を実施していく。
- ・ 令和7年度より水産流通適正化法がシラスウナギに適用予定であり、現時点で制度の詳細は明らかとなっていないが、現場で混乱が生じないように、業界と連携して取り組んでいく。

【その他】

- ・ 水産流通適正化法の適用においては、シラストレサの枠組みの中で同法に基づく手続きを兼ねるような制度設計となることが望ましい。

愛知県におけるシラスウナギの計量に関する資料

本県におけるシラスウナギの採捕・流通は基本的に以下の流れとなっている。

- ① シラスウナギの特別採捕許可を受けた許可者の「採捕従事者」がシラスウナギを採捕する。
- ② 採捕従事者が採捕したシラスウナギは、許可者の指定した「指定集荷人」が集荷する。指定集荷人が集荷する際の取扱い単位は基本的に尾数である。
- ③ 指定集荷人が集荷したシラスウナギは、直接、あるいは問屋を通じて養殖業者へ譲渡される。指定集荷人及び問屋が取り扱う際の単位は、計量によって求められた重量である。

上記のとおり、採捕者から指定集荷人がシラスウナギを集荷する際には基本的に重量の計測は行われず、最初に計量を実施されるのは指定集荷人から次のステージ（問屋または養殖業者）へ譲渡される時点である。採捕者からの集荷の際に重量の計測が行われないのは、採捕がごくわずかな尾数で計量が困難なこと、水分やゴミ等による誤差の影響が大きいことが主な理由である。

このため、シラストレサにおける採捕従事者からの集荷重量は目測等により判断されたサイズと尾数からの推定重量で管理することとなり、実重量とはある程度の誤差が生じる。また、流通過程でロットが統合されると、計測重量の端数や誤差が合算されるため、10%程度の誤差が生じることがある。

令和3年漁期の集荷記録を用いたトレサビリティのシミュレーション結果について

1. シミュレーション対象期間 令和2年12月16日～令和3年2月28日
2. 集荷業者 24業者(本県の指定集荷人)
3. 採捕者 1,569名(本県許可の採捕従事者計)

【実績値】

集荷業者A(1業者)

採捕者52名

※ 出荷回数＝ロット番号・譲渡番号作成回数

【予測値】

集荷業者(24業者)

採捕者1,569名

※ 出荷回数＝ロット番号・譲渡番号作成回数

※ 指定集荷人Aを基準とし、24業者の回数を24倍で算出

※ 採捕者52名を基準として、1,569人分の回数を30倍で算出

○各月実績

R2.12	出荷回数
指定集荷人A	6
採捕者	266
R3.1	
指定集荷人A	12
採捕者	524
R3.2	
指定集荷人A	17
採捕者	598

R2.12	出荷回数
指定集荷人(24業者)	144
採捕者(1,569名)	7,980
R3.1	
指定集荷人(24業者)	288
採捕者(1,569名)	15,720
R3.2	
指定集荷人(24業者)	408
採捕者(1,569名)	17,940

○3ヶ月間(R2.12.16～R3.2.28)合計

	出荷回数
指定集荷人A	35
採捕者	1,388

	出荷回数
指定集荷人(24業者)	840
採捕者(1,569名)	41,640

まとめ

採捕者がロット番号・譲渡番号を作成した場合、指定集荷人(集荷業者)が作成する場合と比較して、作成される書類数は約50倍になると予測される。

なお、採捕者から書類作成する場合、以下のような問題の発生が予想される。

- ・ 参加者が各自保管する書類が膨大となり、保管場所が問題となる。
- ・ 譲渡番号、重量ともに同一の譲渡記録が多数作成されるため、トレースが困難となる。
- ・ ロット数が大幅に増加するため、重量増減の幅が大きくなる。

シラスウナギのトレーサビリティ確立事業 報告書

令和4年1月25日
高知県漁業管理課

【高知県の取組】

- トレーサビリティの範囲を現場責任者の集荷から養鰻事業者までの池入れまでとした
- 東部、中部、西部それぞれを代表する指定集荷人3名とシラスウナギ流通センター、高知県内の全養鰻漁業者の協力体制で検証を行った。
- 集荷記録(様式1)、譲渡記録(様式2)、取扱記録(様式3)の様式を定め、シラスウナギ流通センターと協力して、関係者に対して事業主旨の説明や書類の作成指導を行った。
- 各様式はシラスウナギ流通センターが確認した上で、県へ複写を提出した。

【現時点での取組状況】

- 採捕量が低調であることもあるが、書類の作成について大きな混乱は生じていない

【課題】

- 県の取組に対して協力的な指定集荷人を選定して取り組みを進めているが、全指定集荷人にこの取り組みを義務づけた場合には強く反発する者も出てくると予想される。
- 高知県の特別採捕許可の仕組みはシラスウナギ流通センターへの一元集荷であり、流通の形がシンプルで検証も行いやすいが、知事許可漁業へと移行し、従来の流通と形が変わった場合には、その制度設計に合わせた仕組みの構築が必要。
- 高知県は現場責任者から捕捉することとしたが、採捕従事者からとなると書類の量が膨大となる。

【今後の方向性】

- 本取組についてはシラスウナギ流通センターとの連携が不可欠であり、許可漁業移行後も水産物流通適正化法の施行によってこのような取組を行う必要が生じると予想されることから、許可漁業の制度設計については、シラスウナギを集出荷する機能を持つものとの連携できる体制となるよう検討する必要がある。

高知県しらすうなぎ流通センターの計量方法（集荷方法と出荷方法）

高知県漁業管理課

【集荷】 令和4年2月8日（火）13:30～14:00

1. 指定集荷人からシラスウナギが
持ち込まれる



2. タライの上に専用のカゴを置いて
シラスウナギを入れる



3. タライのうえで水を切る
（1～2秒間）



4. 専用の水切り設備の上に置く



5. タイマーをセットし、30 秒間
水を切る



6. 吸水性の良い今治タオルで包んで
水を拭く（1～2秒間）



7. 電子計りの上に洗面器をのせて
ハケでシラスウナギを流し込む



8. 計量したグラム数を青札（下図）
に記入



9. 畜養施設に浮かべたザルにシラスウ
ナギを入れる



10. 重量を記録した青札をウナギを入
れたザルにくくる（赤札は合計）



11. 畜養施設の全景



【出荷】令和4年2月12日（土）11:00～13:00

○内容量の確認 ※養鰻事業者の希望がない限り通常は行わない

- ・以下のカゴについて出荷時に再計量

青札4枚：163g、233g、411g、242g 赤札（合計）：1,049g

- ・出荷時と同様の方法で水を切って計量した結果、1,085gであった。

⇒4回分の集荷をまとめて計量したため、1回分の集荷と比べて水が切れにくい

○出荷

1. 一カゴ分をふくろに流し込む



2. シラスウナギの状態を確認する



3. 酸素を充填してゴムで封をする



4. 段ボール箱に2袋ずつ入れる



5. 養鰻事業者の車へ積み込む



6. 養鰻場に到着後、池へ運び出す



7. 池の水温と合わせるため、袋のまま
約15分間浮かべる



8. 水質を合わせるため、池の水と
混ぜ合わせながら放流する



9. 池に放流されたシラスウナギ
池入れ後4～5日で平均5%ほど脱落する



高知県 しらすうなぎトレサ 現場責任者番号

	A	B	C
集荷業者 コード	001	002	003
現場責任者			
	NS	MR	OM
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			

ロット番号 KC00121001

総重量 0.098kg

令和 4年 1月 4日

ロット番号 KC00221001

総重量 0.050 kg

令和 4年 1月 5日

ロット番号 KC00221002

総重量 0.757kg

令和 4年 1月 13日

ロット番号 KC00321001

総重量 0.148kg

令和 4年 1月 5日

ロット番号 KC00321002

総重量 0.446 kg

令和 4年 1月 15日

しらすうなぎ譲渡記録

しらすうなぎのロット番号	譲渡した重量(kg)
KC00121001	0.098
KC00221001	0.050
KC00321001	0.142
総重量	0.290
譲渡年月日(出荷日): 令和4年1月12日	
発行者: 一般社団法人 高知県しらすうなぎ流通センター	
池入れた事業者: XXXXXXXXXX	

しらすうなぎ譲渡記録

しらすうなぎのロット番号	譲渡した重量(kg)
KC00221002	0.757
KC00321002	0.351
総重量	1.108 kg
譲渡年月日(出荷日): 令和4年1月20日	
発行者: 一般社団法人 高知県しらすうなぎ流通センター	
池入れた事業者: 	

しらすうなぎ取扱記録

譲渡年月日 (センター受込み)	ロット番号	サイズ	重量(kg)	出荷年月日 (池入れ)
2022.1.5	KC00221001	6500	0.098	2022.1.12
2022.1.5	KC00321001	6500	0.142	2022.1.12
2022.1.6	KC00221001	6500	0.050	2022.1.12
総重量			0.290kg	

しらすうなぎ取扱記録

譲渡年月日 (センター受込み)	ロット番号	サイズ	重量(kg)	出荷年月日 (池入れ)
2022.1.13	KC00221002	6500	0.757	2022.1.20
2022.1.15	KC00321002	6500	0.351	2022.1.20
総重量			1.108 kg	

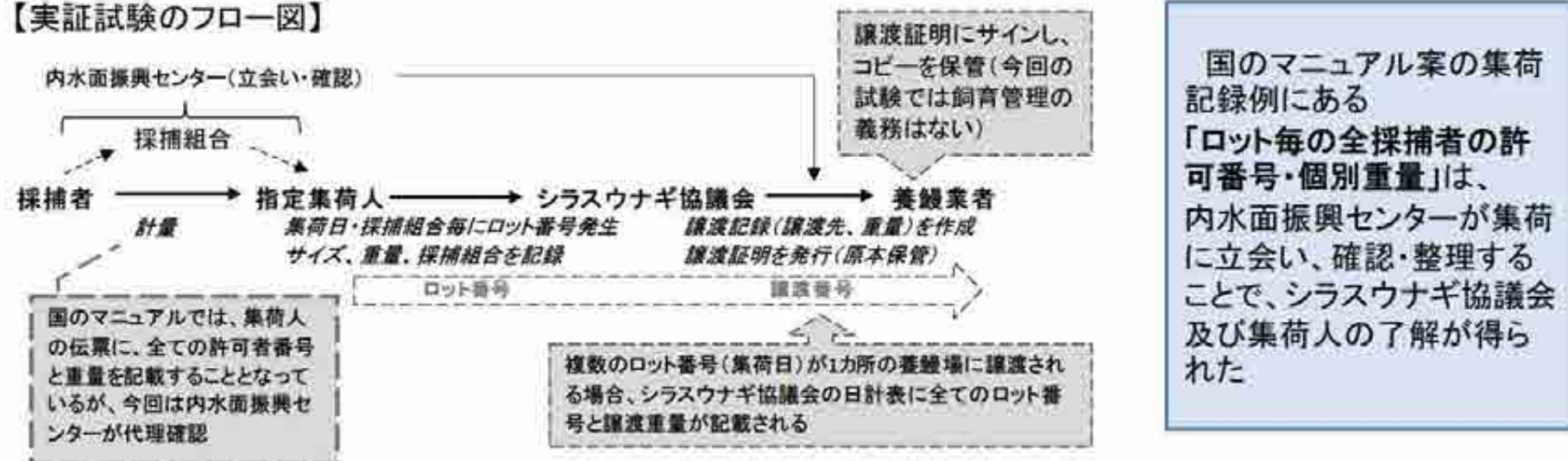
令和3年度シラスウナギトレサビリティシステム実証試験の結果について

宮崎県漁業管理課
宮崎県内水面振興センター

令和3年度漁期(R3.11.29～R4.3.13、ただし途中休漁期間あり)において、国のマニュアル案に準じて、実証試験を実施。漁期初めから令和4年1月までの状況を取りまとめた。

また、今期は解禁直後の不漁により、試験データが不足する可能性を考え、令和2年度漁期の流通調査におけるデータを利用して、シミュレーションを行った。

【実証試験のフロー図】



試験規模は各県の実情に応じて設定できることから、実証試験に協力する指定集荷人の負担を考慮して対象河川を絞り込み。集荷人が当該河川のみに専念しており、かつ採捕量及び集荷頻度が県内の1割前後と一定のシェアを占め、多い時は50人以上/回の持込みがある一ツ瀬川(新佐漁協)を対象とした。

譲渡番号の発生

集荷されたシラスウナギを、協議会が養鰻業者に出荷する時は、譲渡記録を作成することとなっている。

国のマニュアル案は左図のとおりだが、シラスウナギ協議会では、従来より引渡日毎に日計表(右図)を作成しており、これにロット番号との関係を整理すれば一目瞭然であることから、集荷人の引渡伝票に記載されたロット番号、協議会から養鰻業者への譲渡番号を追記してもらうこととした。

なお、出荷先の養鰻業者においては、従来よりシラスウナギ協議会が発行している「引渡書」に譲渡番号が追記され、国のマニュアル案にある譲渡証明書の役割を果たす。

シラスウナギ譲渡記録 (様式1-2)

シラスウナギのロット番号	譲渡した重量 (kg)
AC00121001	1.5
AC00121002	2.3
AC00121003	0.7
譲渡番号: 030115	
シラスウナギの譲渡先: △▼ 有限会社	

日計表

第3回入札分

日付 年 月 日 (日)

(X)は
はれ

●(1/9: 10日入札分)

入札 順位	出入れ予定者(単位:kg)		
	氏名	入札数量	配布残量
3-2	養鰻業者名	18,000	18,608
譲渡番号: 20211227			

氏名	引渡 番号	総量	配量	正味数量	配布先	配布数量	配布残量
センター (入札、一ツ彫)	①	1,302	722	580			
	②	1,387	723	664			
			小計	1,244			
集荷人名 (新食)	①	1,429	724	705	3-2 養鰻業者名	センター 河川	1,244 4,649
ロット番号: MZ00122001					Total	5,893	10,715
集荷人名 (小食、干出)	①	1,214	725	989			

複数の養鰻業者にロットが分割譲渡される場合は、ここに内訳数量が記載される

集荷人が集荷してきたロットの重量は、ここで始めて確定する(現場で引渡伝票に記入されるのは、暫定数量)

R3漁期における試験結果

R3.12～R4.1における実証試験の結果は、下表のとおりであった。

本漁期は採捕量が伸びず、最初の集荷が遅く、R3.12.16に初めて持込みがあったものの、確定数量は6gであった。その後、1月末までに9回ロットが発生し、これらは9回の譲渡で3社の養鰻業者に引き渡された。

いずれも従来からのシステムを活用することにより、滞りなく追跡可能であった。

今期は漁期開始から採捕量がまとまらず、ロット毎の平均持込み数は17.7人程度であったが、それでも多い日は40人に達しており、集荷人が各採捕者の個別内容を集荷記録に毎回記帳することは困難と考えられた。また、既存の計量ルール(後述)では荷が統合されるにつれて含水量と端数分で重量が増加するため、養鰻業者への最終譲渡が行われた際のロット重量合計は、現場での計量値合計の1.046倍となっていた。

単位 g

指定集荷人				シラスウナギ協議会			養鰻業者
集荷日	ロット番号	持込許可 者数	現場重量 (平均)	譲渡日	譲渡番号	譲渡重量 (うちロット分)	受入総量
2021/12/16	MZ00122005	1	5 (5.0)	2021/12/16	20211216	158 (6)	A社 2021/12/16～ 2022/1/24 ロット集荷分以外 を含む 計 26,000
2021/12/30	MZ00122008	5	63 (12.6)	2021/12/30	20211230	592 (64)	
2022/1/4	MZ00122009	24	436 (18.2)	2022/1/4	20220104	4,211 (444)	
2022/1/8	MZ00122010	15	243 (16.2)	2022/1/8	20220108	4,606 (254)	
2022/1/12	MZ00122011	14	179 (12.8)	2022/1/12	20220112	1,644 (192)	
2022/1/16	MZ00122012	10	122 (12.2)	2022/1/16	20220116	708 (126)	
2022/1/23	MZ00122013	10	117 (11.7)	2022/1/23	20220123	2,441 (130)	
2022/1/27	MZ00122014	19	426 (22.4)	2022/1/27	20220127	2,391 (442)	B社～2022/1/30 計 15,000
2022/1/31	MZ00122015	40	851 (21.3)	2022/1/31	20220131	4,374 (896)	C社 継続中
延9日	9件	延人数 138	2,442 (17.7)	延9日	9件	21,125 (2,554)	3社 41kg以上

R2漁期のデータによるシミュレーション

R3漁期は試験時期や規模が限られた上に、不漁によりロット発生が少なかったため、通常ペースで全ての指定集荷人を対象としてロットが発生した場合、どの程度の規模になるかをR2漁期の流通調査データを基にシミュレーションした。

結果は下表のとおりで、内水面振興センターの採捕分を含む集荷人による延集荷回数は216回であった。

集荷日当りの持込許可者数

採捕組合毎	最小	最大	累計	集荷回数	平均/回
センター①	1	1	57	57	1.0
センター②	1	1	1	1	1.0
A	1	15	116	22	5.3
B	4	30	423	23	18.4
C	1	5	13	4	3.3
D	11	87	1,249	30	41.6
E	15	19	90	5	18.0
F	1	2	9	5	1.8
G	2	16	223	25	8.9
H	13	53	765	24	31.9
I	13	51	629	23	27.3
J	5	12	111	12	9.3
K	7	54	769	25	30.8
L	3	39	435	24	18.1
M	11	14	62	5	12.4
N	5	22	202	13	15.5
O	8	11	152	15	10.1
P	6	6	42	7	6.0
Q	2	2	8	4	2.0
R	7	12	112	12	9.3
S	1	2	7	4	1.8
T	6	7	85	13	6.5
計(平均)	1	87	5,560	353	15.8
※センター除く	1	87	5,502	295	18.7

集荷日当りの現場計測重量 g

最小	最大	累積	平均/回
5	3,768	34,668	608.2
2	2	2	2.0
9	397	2,693	122.4
96	1,763	16,135	701.5
6	108	216	54.0
189	3,167	30,856	1,028.5
245	663	2,151	430.2
26	112	375	75.0
13	785	5,245	209.8
178	2,470	22,638	943.3
268	2,324	18,767	816.0
157	454	3,680	306.7
136	3,688	34,099	1,364.0
32	1,518	10,406	433.6
82	241	639	127.8
154	1,882	8,112	624.0
53	2,140	10,120	674.7
19	421	1,388	198.3
10	24	60	15.0
226	693	5,404	450.3
2	29	47	11.8
107	1,180	6,031	463.9
2	3,768	213,732	605.5
2	3,688	179,062	607.0

集荷人毎	最小	最大	累計	集荷回数	平均/回
センター	1	2	58	58	1.0
①	12	104	1,443	25	57.7
②	11	87	1,249	30	41.6
③	13	51	629	23	27.3
④	15	53	815	24	34.0
⑤	8	40	552	23	24.0
⑥	13	24	223	12	18.6
⑦	29	31	152	5	30.4
⑧	7	40	439	16	27.4
計(平均)	1	104	5,560	216	25.7
※センター除く	7	104	5,502	158	34.8

最小	最大	累積	平均/回
5	3,768	34,670	597.8
214	4,322	50,172	2,006.9
189	3,167	30,856	1,028.5
268	2,324	18,767	816.0
259	2,470	24,086	1,003.6
114	2,065	19,044	828.0
469	1,111	9,084	757.0
336	904	2,790	558.0
208	4,546	24,263	1,516.4
5	4,546	213,732	989.5
114	4,546	179,062	1,133.3

- 1 集荷の基本単位である採捕組合数は20
※内水面振興センターを除く
- 2 集荷人数は8人
※内水面振興センターを除く
※実人数は7人だが、別日・別方面集荷者1名は別カウント
- 3 1人の集荷人は、1～5箇所の採捕組合を分担し、原則として3～4日間隔で集荷に廻る
※内水面振興センターは直接搬入する
- 4 集荷人は、1回の集荷で巡回する採捕組合のシラスウナギは、原則として分別せずに持ち帰り、シラスウナギ協議会の立て場に搬入する(活カゴの数は密度により調整)
- 5 集荷現場では持込み採捕者毎に、現場で仮計量(30秒水切りルール)した数量を採捕組合が記録し、これを合計したものが現場預かり数量となる
- 6 シラスウナギ協議会は、養鰻業者に出荷(譲渡)する際(数量がまとまればほぼ毎日)に、各集荷人の活カゴを計量(ルールは同じ)し、これにより集荷数量が確定する
- 7 1人の養鰻業者への出荷が予定数量に達し、一つの活カゴの中身が次の養鰻業者に分割された場合は、日計表にその内訳が記載される

ロット数

①採捕許可者単位(流適法規定)	5,560件(出荷日・許可者毎)、センターを除くと5,502件
②採捕組合単位(最低集荷単位)	353件(出荷日・組合毎)、センターを除くと295件
③集荷人単位(今回の試験設定)	216件(出荷日・集荷人毎)、センターを除くと158件

ロット当りの現場重量

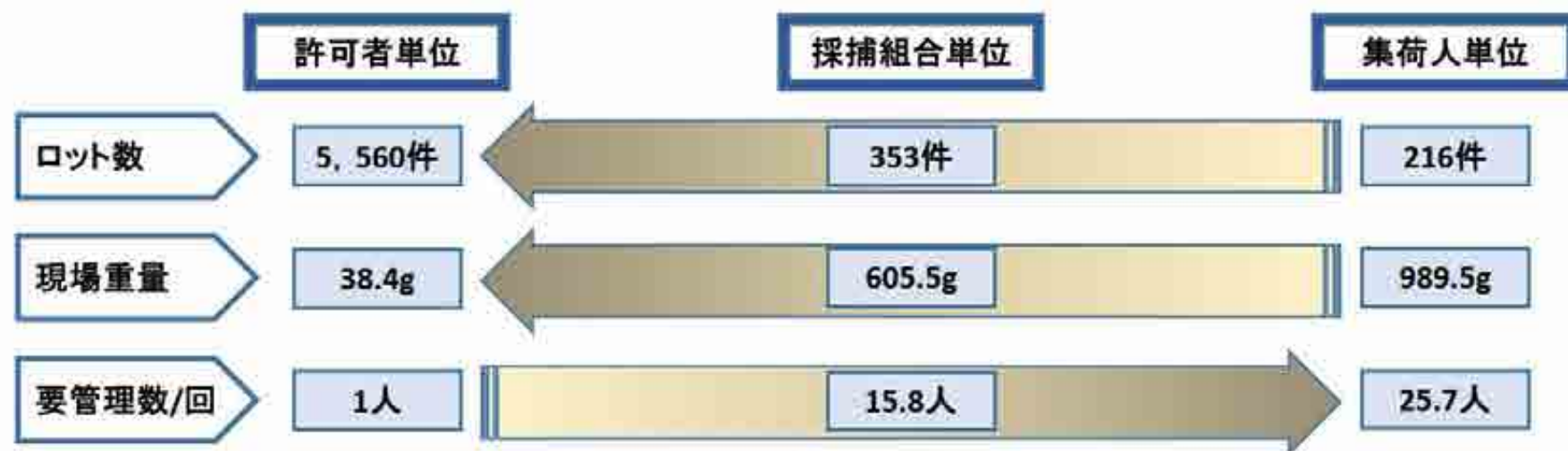
①採捕許可者単位(流適法規定)	38.4g(出荷日・許可者毎)、センターを除くと32.5g
②採捕組合単位(最低集荷単位)	605.5g(出荷日・組合毎)、センターを除くと607.0g
③集荷人単位(今回の試験設定)	989.5g(出荷日・集荷人毎)、センターを除くと1,133.3g

ロット当りに管理を要する持込み許可者の人数

①採捕許可者単位(流適法規定)	個人単位なので1人
②採捕組合単位(最低集荷単位)	平均15.8人(組合規模や出荷日により1~87人/回)
③集荷人単位(今回の試験設定)	平均25.7人(分担範囲や集荷日により1~104人/回)

※何れかの組合の集荷が行われた日は82日、平均67.8人/日(2~339人/日)

※20採捕組合平均275.1人、8集荷人平均687.8人



矢印の方向に管理が困難となる

養鰻業者への1回の譲渡単位で見たロット数(シラスウナギ協議会の譲渡数 68件)

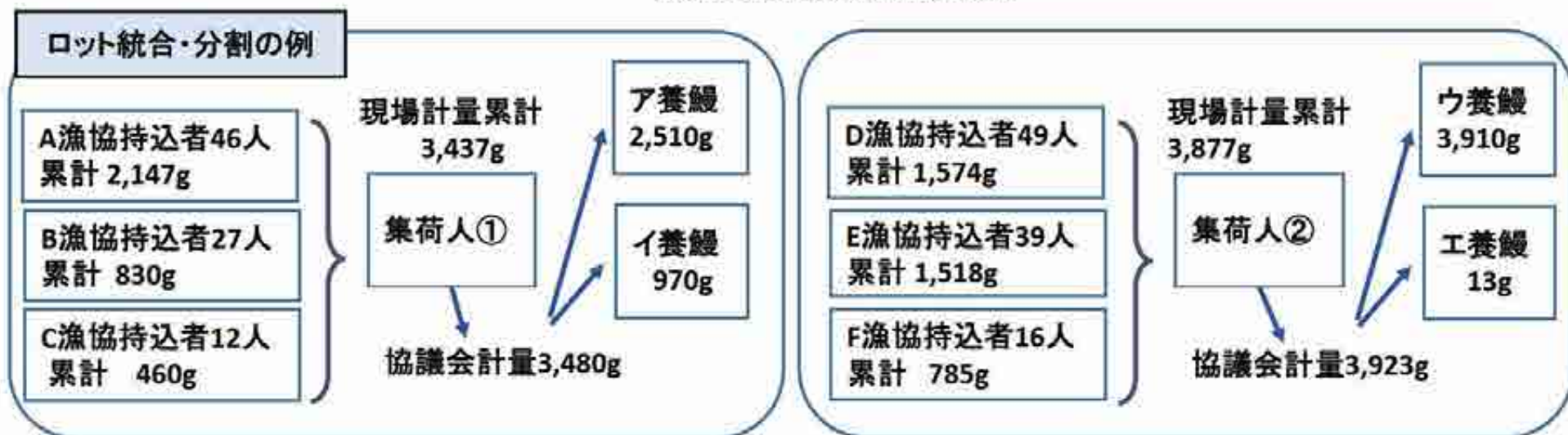
- | | |
|-----------------|---------------|
| ①採捕許可者単位(流通法規定) | 平均 81.8ロット/譲渡 |
| ②採捕組合単位(最低集荷単位) | 平均 5.2ロット/譲渡 |
| ③集荷人単位(今回の試験設定) | 平均 3.2ロット/譲渡 |

ロットが統合、分割されたケース

- ①採捕許可者単位では、譲渡前の段階で全て統合(採捕組合、集荷人の2段階)
- ②採捕組合単位では集荷人の段階で全て統合、養鰻業者への譲渡時に再分割されたのが5件
- ③集荷人単位では、譲渡計量まで分離保管されるので統合は無し、分割譲渡例は9件

荷の統合に伴う数量の増大

同一ルールで水切り計量するが、個人→組合単位→集荷人単位と荷が大きくなるに連れて、水と端数で量が増大
養鰻業者への譲渡数量累計は220,960gで、現場数量累計 213,732gの 1.034倍(1.013~1.070倍)



まとめ

今漁期中の令和3年11月末～令和4年1月末まで、本県指定集荷人1名が担当する1河川(1採捕漁協)において、シラスウナギトレサビリティ実証試験を行った。その結果、9件の試験ロットが発生し、それらのロットはいずれも養鰻業者に譲渡されるまで追跡可能であった。追跡に当たっては、従来より運用されている県条例に基づく流通システム(既存の各種帳票や集荷システム)を応用することが有効であった。

国のマニュアル案と比較した場合の問題点として次のような点が考えられた。

- ①集荷人が多数の持込み採捕者の個別内容を集荷記録に毎回記帳することは困難であり、間に入る採捕組合や第3者機関の活用による確認が必要である。
- ②シラスウナギのサイズについては、既存の流通過程に計数段階がなく、記載できない。
- ③既存の計量ルールでは、荷が統合されるにつれて含水量と端数分で重量が増加するため、わずかでも重量増加が認められないのであれば、ロット重量が確定するのは、養鰻業者への最終譲渡が行われた時になる。

令和2年度漁期(R2.12.9～R3.3.23、途中休漁期間あり)の流通記録を基に、全県規模でのシミュレーションを行った。その結果、集荷人段階でのロットは216件で、いずれも養鰻業者への最終譲渡まで、既定の帳票等で追跡可能であった。

シミュレーション結果から、次のようなことが考えられた。

- ①1漁期に発生するロット数や1ロット当りの平均数量による管理のしやすさを考慮すると、採捕許可者段階や採捕組合段階でなく、指定集荷人の段階でロット管理をスタートさせることが望ましい。
- ②許可者単位の数量等の記載管理を集荷人に求めるのは困難だが、既に採捕組合単位で帳票を作成する等の管理が行われ、その内容を第3者機関がチェックする体制があることから、これを活用することが望ましい。
- ③集荷段階の荷の統合により重量が増加することから、養鰻業者への最終譲渡時の重量は、最初の集荷計量時の1.034倍(1.013～1.070倍)に達していた。この程度の増量は許容範囲とするか、最終譲渡時の重量をもって、ロット重量を確定するシステムを採用する必要がある。
- ④養鰻業者への最終譲渡までに、複数の統合(採捕組合単位、集荷人単位)が行われた後、複数の養鰻業者への分割譲渡が行われたケースがあった。これらの追跡は現システムでも可能だが、③の数量確定を考慮した場合、起点が許可者もしくは採捕組合だと、管理が複雑となることが考えられた。